

投票時間の繰上げ計画（素案）

平成30年12月
那須烏山市選挙管理委員会

1 趣旨

本市では、平成28年11月執行の栃木県知事選挙から投票時間を1時間繰り上げ、午後7時までの投票時間としている。これについて当初は、2時間繰り上げ、午後6時までとすることも検討していた経過もあり、午後7時までの繰上げ実施後の各選挙における時間別の投票状況を分析・検証した結果、午後6時から午後7時までの投票者数はさほど多くない状況であることを踏まえ、平成31年4月執行予定の栃木県議会議員選挙から投票時間を更に1時間繰り上げ、午後6時までとする。

2 近年の選挙における当日の時間別投票状況

平成28年7月10日執行 参議院議員通常選挙

7:00～18:00	割合	18:00～19:00	割合	19:00～20:00	割合	計
6,964人	87.34%	676人	8.48%	333人	4.18%	7,973人

※全投票者の2.49%

平成28年11月20日執行 栃木県知事選挙（※午後7時まで）

7:00～17:00	割合	17:00～18:00	割合	18:00～19:00	割合	計
4,640人	88.06%	367人	6.97%	262人	4.97%	5,269人

※全投票者の2.80%

平成29年10月22日執行 衆議院議員総選挙（※午後7時まで）

7:00～17:00	割合	17:00～18:00	割合	18:00～19:00	割合	計
5,944人	92.51%	276人	4.30%	205人	3.19%	6,425人

※全投票者の1.50%

平成30年4月22日執行 那須烏山市議会議員選挙（※午後7時まで）

7:00～17:00	割合	17:00～18:00	割合	18:00～19:00	割合	計
7,090人	86.26%	560人	6.81%	569人	6.92%	8,219人

※全投票者の3.84%

3 実施理由・効果

(1) 期日前投票制度利用の定着・当日投票者の減少

- 期日前投票制度の利用が定着し、今や全投票者の4割～5割が期日前投票制度を利用する状況となり、当日投票者はかなり少なくなっている。
- 当日の午後6時から午後7時までの投票者数はさらに少くなり、午後6時までに繰り上げても選挙人の投票に支障を来さないと考えられる。

(2) 投票立会人の負担軽減・職員の時間外勤務手当削減

- 職員の時間外勤務手当削減 約132,000円

4 全国的な状況

全国では、約35%の投票所で繰上げが行われている。

平成28年県知事選からの投票時間繰上げに至る主要経過

■平成27年6月議会一般質問

質問要旨) 市長選・市議選の投票時間繰上げは出来ないか? 6~8時の投票者数は? 投票時間を繰上げた場合の財政効果は?

委員長答弁) 直近市議選の6~8時の投票、当日の6.96%・期日前含む全体の4.82%。
「投票人の投票機会の確保」の点から慎重な判断が求められる。

■平成28年5月行政区長・副行政区長会議

質問要旨) 高齢地域、立会人選出に苦労している。投票時間の繰上げは出来ないか? 半日単位で立会人を替えても良いか?

回答) 立会人の半日立会いは急ぎ検討したい。投票時間繰上げは今後の課題。

■平成28年6月議会一般質問

質問要旨) 茂木町でH28参院選より投票時間を繰上げる。本市ではどうか?

委員長答弁) 共通投票所開設、投票区再編、投票弱者対策等と併せ調査研究したい。

■平成28年8月17日選挙管理委員会

- 投票時間の繰上げについては、平成27年度以前から市議会等で話題に上がったが、慎重論で対応してきた。平成28年度、市は、参院選を控え、投票形態変化・周辺動向を踏まえ、市内投票環境格差是正のための「小規模投票区見直し」を行った。この機会に、投票時間の繰上げを求める声が一気に上がった。
- その後の参院選、夏の選挙とあって午後6~7時は一定の投票があったが、7時以降は少数となった。これらを勘案した結果、「投票時間を午後7時までに繰上げる」ことはやはり必要だろう、とされた。

■平成28年8月29日県選管へ報告

- 法律の規定の趣旨に沿い、適切に議論して欲しい。
- 選挙執行サイドの都合ばかりでなく選挙人の立場に立って考えて欲しい。

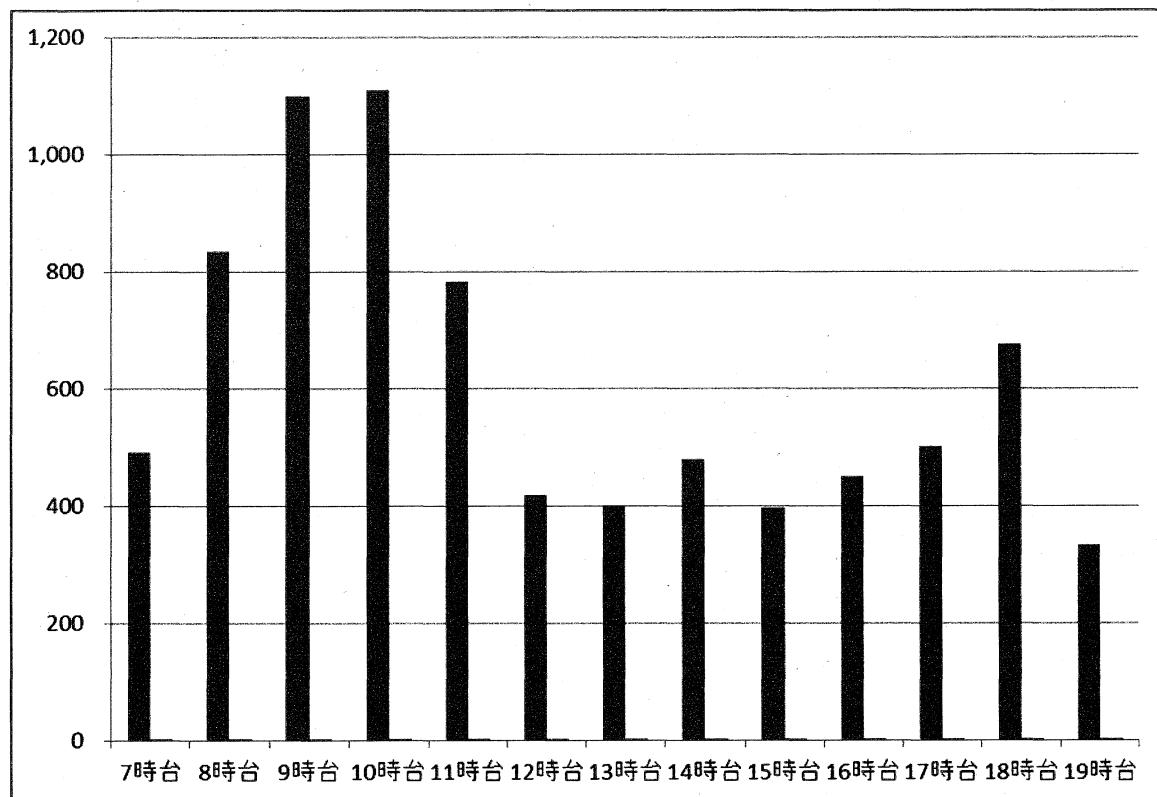
■平成28年8月30日議会全協にて説明

- 投票事務に引き続き開票事務に携わる職員も相当いる。その職員が深夜遅くまで事務に従事したとしても翌日はおそらく通常どおり出勤してくる方もいるのでは。そういうた本県ならではの実情も加味していいのだと思う。ただし、7時以降の300人に対する周知はしっかりと行って欲しい。
- 投票に支障を来たすこととなる。反対。茂木町は投票率が上がったと言っているが、茂木町はデマンドタクシーの無料化、巡回バスの運行など交通弱者対策を行った結果である。ちゃんとそういったことも書くべき。
→投票時間の繰上げと投票率対策はセットで考えている。臨時期日前投票所の設置などで対応していく。(委員長)

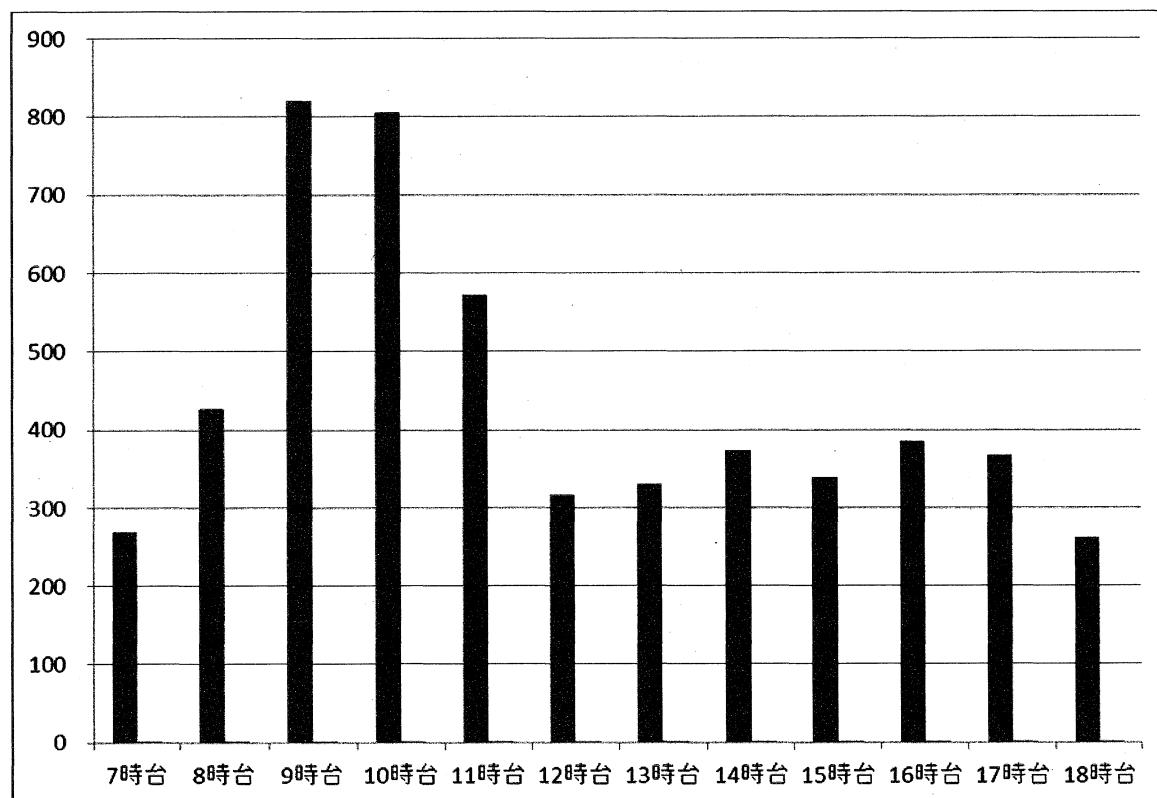
■平成28年9月2日選挙管理委員会

- 正式決定。

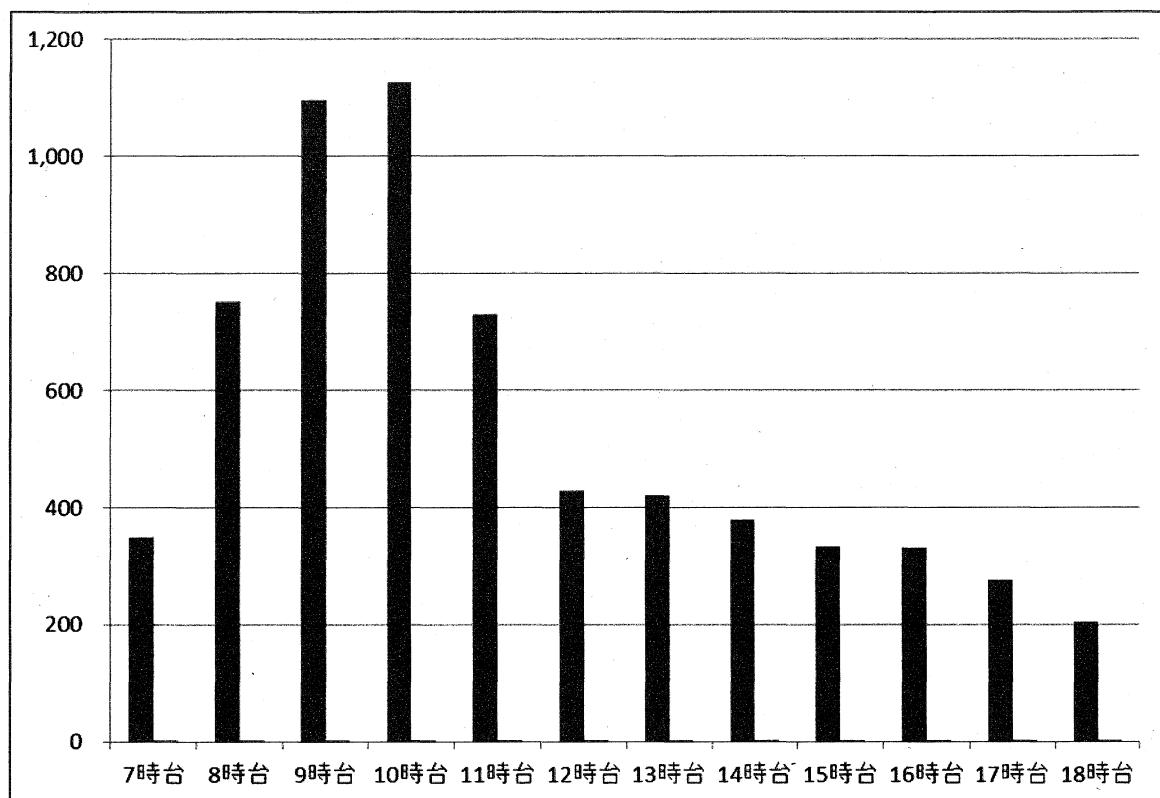
平成28年7月10日執行 参議院議員通常選挙 時間別投票者数（当日のみ）



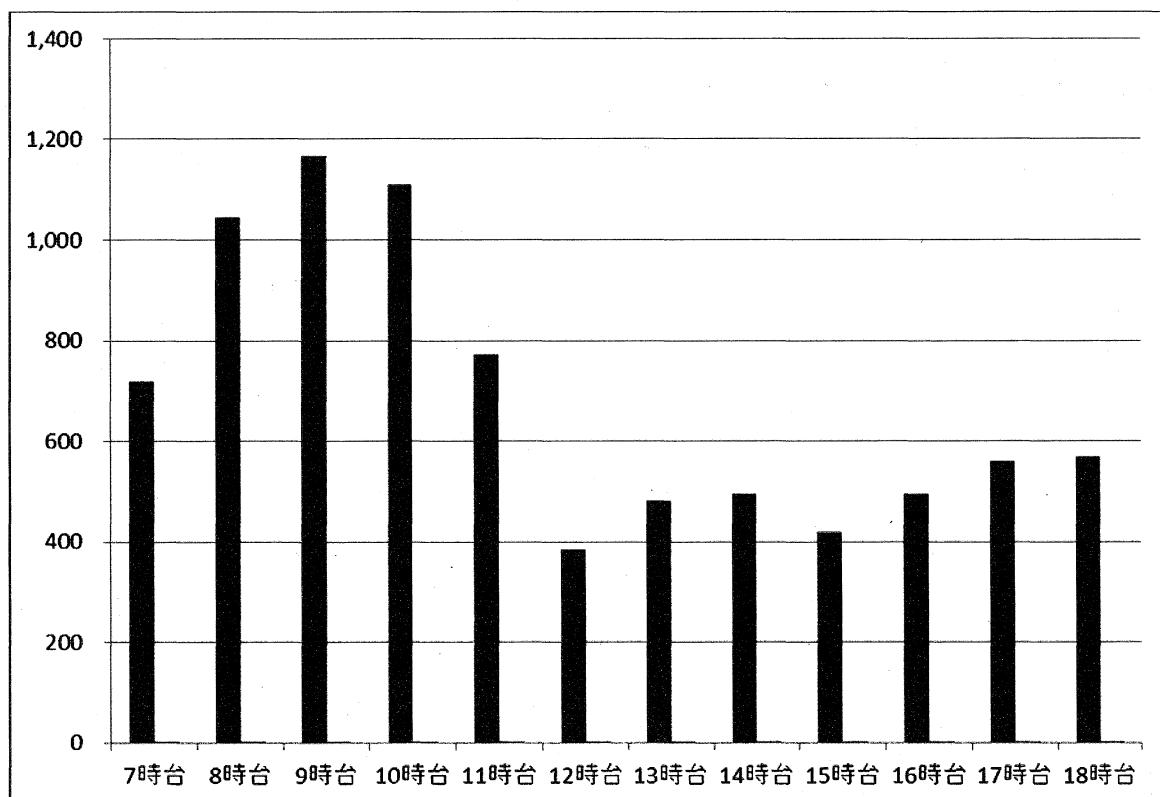
平成28年11月20日執行 栃木県知事選挙 時間別投票者数（当日のみ）



平成29年10月22日執行 衆議院議員総選挙 時間別投票者数（当日のみ）



平成30年4月22日執行 那須烏山市議会議員選挙 時間別投票者数（当日のみ）



参照法令

◆公職選挙法

(投票所の開閉時間)

第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあっては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならぬい。

→ 平成9年の法改正により平成10年6月1日から午後6時までだった投票時間が午後8時までとなつた。

→ 平成12年の法改正により許可制から届出制に変わるとともに、平成15年に期日前投票制度が導入されたのを機に繰上げをする自治体が増えつつある。